

## 令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 ( 861 )	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 ( 824 )	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
山形	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
福島	D	800 ( 798 )	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 ( 849 )	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 ( 853 )	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 ( 835 )	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 ( 926 )	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 ( 923 )	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 ( 1013 )	-	-
神奈川	A	1,012 ( 1011 )	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
富山	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
石川	C	833 ( 832 )	1	2020年 10月7日
福井	C	830 ( 829 )	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 ( 837 )	1	2020年 10月8日
長野	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 ( 851 )	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 ( 885 )	-	-
愛知	A	927 ( 926 )	1	2020年 10月1日
三重	B	874 ( 873 )	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 ( 866 )	2	2020年 10月1日
京都	B	909 ( 909 )	-	-
大阪	A	964 ( 964 )	-	-
兵庫	B	900 ( 899 )	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 ( 837 )	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
島根	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 ( 833 )	1	2020年 10月1日
広島	B	871 ( 871 )	-	-
山口	C	829 ( 829 )	-	-
徳島	C	796 ( 793 )	3	2020年 10月3日
香川	C	820 ( 818 )	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
高知	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 ( 841 )	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月1日
大分	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 ( 901 )	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。